

地域再生計画「安全安心で魅力のあるまち 岡谷」評価委員会 規約

（委員会の設置）

第1条 岡谷市が作成した地域再生計画「安全安心で魅力のあるまち 岡谷」（以下「計画」）に関し、地域再生計画7「目標の達成状況に係る評価に関する事項」に基づき、地域再生計画評価委員会（以下「委員会」）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、計画で設定した目標の達成状況の評価及び改善すべき事項の検討等を行う。

（構成）

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員によって構成する。

- 2 委員は、識見を有する者及びこの計画に関係する職務に従事した者とする。
- 3 委員会の会長は建設水道部長をもって充て、副会長は産業振興部長をもって充てる。

（会議）

第4条 委員会は、会長が必要と認める時、または委員から要請があった場合に開催する。

- 2 会議の議長は会長がこれにあたる。

（任期）

第5条 委員の任期は、計画の事後評価終了までとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において決定する。

付則

この規約は、令和元年7月10日から施行する。

別紙 1

地域再生計画「安全安心で魅力のあるまち 岡谷」評価委員会構成表

会 長	山岡 泰一郎	(現建設水道部長)
副会長	藤岡 明彦	(現産業振興部長)
委 員	河西 稔	(元建設水道部長)
委 員	赤沼 喜市	(元産業振興部長)
委 員	山本 文明	(元土木課長)
委 員	片倉 正行	(有識者)

事務局 建設水道部土木課